

○海部地区急病診療所組合特別職の職員で非常勤のものの報

酬及び費用弁償に関する条例

(昭和61年6月16日)
(条例第12号)

改正	昭和62年2月27日	条例第4号	平成13年2月23日	条例第2号
	平成2年2月26日	条例第3号	平成19年8月23日	条例第5号
	平成2年8月13日	条例第8号	平成20年2月8日	条例第3号
	平成5年2月15日	条例第2号	平成21年2月23日	条例第2号
	平成8年1月22日	条例第2号	平成21年8月24日	条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、特別職の職員で非常勤のもの（以下「特別職の職員」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第3条 新たに特別職の職員となった者には、その日から報酬を支給し、報酬の額に異動を生じた者には、その日から新たに受けるべき額の報酬を支給する。

2 特別職の職員が任期満了、辞職等によりその職を離れたときは、その日まで報酬を支給する。

3 報酬は、管理者、副管理者及び監査委員にあつては年1回、その他の特別職の職員にあつては毎月、管理者が定める日に支給する。

(費用弁償)

第4条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、内国旅行の旅費については、別表のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(委任)

第5条 この条例の実施について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年6月14日から適用する。

附 則（昭和62年2月27日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年2月26日条例第3号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年8月13日条例第8号）

(施行期日)

1 この条例は、平成2年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の海部地区休日診療所組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に完了する旅行について適用し、施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。
- 3 新条例の規定は、施行日以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

附 則（平成5年2月15日条例第2号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年1月22日条例第2号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成13年2月23日条例第2号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月23日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月8日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年2月23日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年8月24日条例第5号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

区 分	報酬の額 (年額)	車 賃 (1キロメートルにつき)	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)		食 卓 料 (1夜につき)
				甲 地 方	乙 地 方	
管 理 者	50,000円	20円	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円
代表副管理者	35,000円	20円	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円
副 管 理 者	25,000円	20円	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円
監 査 委 員	20,000円	20円	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円
そ の 他 の 特 別 職	予算の範囲 内で管理者 が定める額	20円	2,600円	13,100円	11,800円	2,600円

備考 宿泊料の欄中「甲地方」とは、東京都の区の存する地域、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市をいい、「乙地方」とは、その他の地域をいう。